

令和元年 第10回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和元年8月9日(金)午後1:30~2:00

2. 場所 : 山村開発センター 1階 中会議室

3. 出席委員 (8人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 将行
委員	1	田守 和人
〃	3	下村 勇一郎
〃	4	工藤 勉
〃	5	荻沢 功
〃	6	橋端 哲美
〃	8	佐藤 哲
〃	9	佐藤 久美子

4. 欠席委員 (2人) 2番 長井 進、7番 谷地村 久人

5. 会議書記 事務局主事 服部 奨

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

(令和元年第10回8月の総会)

議長	<p>会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>唱和の音頭を、8番佐藤哲君にお願いします。</p>
	(新郷村農業委員会憲章の唱和)
議長	<p>本日の出席委員数は8名で、定足数に達しておりますので、これより令和元年第10回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。</p> <p>議事録署名委員は、議長指名とすることでご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは議事録署名委員には1番田守和人君、並びに、9番佐藤久美子君を指名いたします。</p>
議長	<p>次に日程第2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	<p>次に、日程第3、議案第13号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>2ページをお開きください。</p> <p>日程第3、議案第13号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙のとおり農用地利用集積計画の決定について、意見を求めるものです。</p> <p>今月は、4件の農用地利用集積計画が提出されております。</p> <p>整理番号1の5号、受付番号第8号について説明いたします。</p> <p>令和元年7月24日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、3ページの議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定であります。</p> <p>4ページは、新郷村長からの協議文書、5ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、6ページから8ページまでは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、利用集積計画書の写し、9ページに位置図、10ページに</p>

	<p>現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号1の5号、受付番号第8号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を4番工藤委員から報告を求めます。</p>
工藤委員	<p>議案第13号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第13号、整理番号1の5、受付番号第8号の申請地は畑であります。</p> <p>申請地は、貸人の労働力不足のため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は、農地中間管理機構から新規就農する借り受け人に畑として借り出されるものであり、周辺農地への支障はないと思われま。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び、景観上のことから考えると何ら問題はないと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明及び現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑意見なし)</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>引続き、議案第13号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>11ページをお開きください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙のとおり農用地利用集積計画の決定について、意見を求めるものです。</p> <p>整理番号1の6号、受付番号第9号について説明いたします。</p> <p>令和元年7月24日付けで新郷村長から農用地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、11ページの議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による賃貸借権の設定であります。</p> <p>12ページは、新郷村長からの協議文書、13ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、14ページから16ページまでは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、利用集積計画書の写し、17ページに位置図、18ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号1の6号、受付番号第9号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を3番下村委員から報告を求めます。</p>
下村委員	<p>議案第13号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第13号、整理番号1の6、受付番号第9号の申請地は田であります。</p>

	<p>申請地は、貸人の高齢及び労働力不足のため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人に田として借り出されるものであり、周辺農地への支障はないと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題はないと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明及び現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑意見なし)</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>引続き、議案第13号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>19ページをお開きください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙のとおり農用地利用集積計画の決定について、意見を求めるものです。</p> <p>整理番号1の7号、受付番号第10号について説明いたします。</p> <p>令和元年7月24日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、19ページの議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は5年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定であります。</p> <p>20ページは、新郷村長からの協議文書、21ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、22ページから24ページまでは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、利用集積計画書の写し、25ページに位置図、26ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号1の7号、受付番号第10号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を4番工藤委員から報告を求めます。</p>
工藤委員	<p>議案第13号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第13号、整理番号1の7、受付番号第10号の申請地は田であります。</p> <p>申請地は、貸人の労働力不足のため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人に田とし借り出されるもので、周辺農地への支障はないと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題はないと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>

議長	ただいまの事務局説明及び現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>引続き、議案第13号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>27ページをお開きください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙のとおり農用地利用集積計画の決定について、意見を求めるものです。</p> <p>整理番号1の8号、受付番号第11号について説明いたします。</p> <p>令和元年7月24日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、27ページの議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定であります。</p> <p>28ページは、新郷村長からの協議文書、29ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、30ページから32ページまでは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、利用集積計画書の写し、33ページに位置図、34ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号1の8号、受付番号第11号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を3番、下村委員から報告を求めます。
下村委員	<p>議案第13号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第13号、整理番号1の8、受付番号第11号の申請地は畑であります。</p> <p>申請地は、貸人が農業経験が少なく、かつ遠方に住んでいることから農地の管理ができないため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人に畑として借り出されるものであり、周辺農地への支障はないと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題はないと思ひます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただいまの事務局説明及び現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第13号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>

	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第13号は原案のとおり承認することとしました。
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、令和元年第10回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年 月 日

議 長

署名者

署名者